

《例》 店舗を改装し、飲食店を始めた場合

(7月に取得 1年目は6ヶ月使用)

減価償却費計算書

各年上限50万円(千円未満切捨て)

	店舗改装	20年	冷蔵庫	6年	調理器具	8年	合計	対象額合計	補助金額
取得金額	5,000,000	1.50	500,000	0.90	1,000,000	1.20	6,500,000		
1年目	125,000	187,500	41,750	37,575	62,500	75,000	229,250	300,075	300,000
2年目	250,000	375,000	83,500	75,150	125,000	150,000	458,500	600,150	500,000
3年目	250,000	375,000	83,500	75,150	125,000	150,000	458,500	600,150	500,000
4年目	250,000		83,500		125,000		458,500		
5年目	250,000		83,500		125,000		458,500		
6年目	250,000		83,500		125,000		458,500		
7年目	250,000		40,749		125,000		415,749		
8年目	250,000				125,000		375,000		
9年目	250,000				62,499		312,499		
10年目	250,000	937,500		187,875		375,000			1,300,000

補助率 20.00

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上
係数	0.30	0.45	0.60	0.75	0.90	1.05	1.20	1.35	1.50

補助対象外とする業種(平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。)

- (1) 農業、林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く)
- (2) 漁業(大分類Bに含まれるもの)
- (3) 金融業・保険業(大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く)
- (4) 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、
歯科診療所(小分類833)
- (5) 医療・福祉(大分類P)の社会保険・社会福祉・介護事業(中分類85)
- (6) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
(昭和23年7月10日、法律第122号)により規制の対象となるもの
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)
 - ③ 芸芸業、芸芸斡旋業(細分類8094に含まれるもの)
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。)
 - ⑤ 興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る)(細分類7291に含まれるもの)
 - ⑥ 集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものは除く)(細分類9299に含まれるもの。)
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999に含まれるもの)
 - ⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)
 - ⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)
- (7) その他
 - ① 公序良俗に反する事業

すでに事業を営んでいて、新たな分野に参入する場合

新分野とは・・・日本標準産業分類の小分類が現在の分野と異なる分野です。

所得税確定申告において既存事業と別に収支内訳書を作成する事業とします。

→購入する減価償却資産が、新規事業のために使用されるものであることが必要です。

既存事業と兼用する場合は、使用割合を明確にし、申告してください。

また、新規事業での売上が100万円を超える見込みの事業計画である必要があります。

事業計画書作成支援についての問い合わせ先

白神八峰商工会

電話0185-77-3161